

確保維持事業(地域間幹線系統・地域内フィーダー系統) 概要

連携計画等地域交通計画における確保維持事業の位置付け・役割

連携計画において、公共交通サービスの提供を行う地域として、地区の75歳以上人口の比率、公共交通サービスの有無、バス停や駅までの距離、勾配の緩急などに着目して評価のうえ選定した。また、その状況に応じてサービス提供の優先順位も設定したが、確保維持事業対象路線を含む南地区は、その優先順位の最上位に位置付けられ、人口高齢化社会の下で生活交通の確保などを目的に平成23年10月17日から実証運行を開始している。

【確保維持事業に係る目的・必要性】

- 人口高齢化のもと、これまで定期運行による公共交通サービスが提供されてこなかった運行地域において生活交通を確保する必要がある。
- 定期運行の開始により、市内外から運行地域への来訪が増え、人口の少ない当該地域の活性化がもたらされる。
- 上記目的達成のためには、コミュニティバスの継続的な運行が必要となるが、それに必要な財源の一部を確保すべく、確保維持事業を活用している。

【確保維持事業に係る定量的な目標・効果】

- 小型車両を用いて、年末年始を除く平日の236日間、1日あたり3.5往復を運行し、地域の生活交通の確保を図る。
- 継続的に運行することで、地域外からの人の入込を通じて運行地域の活性化がもたらされ、運行地域の人口減に歯止めがかかることを期待している。

【事業実施の適切性(運行実績)】

平成23年10月17日の運行開始から平成24年3月31日までの間の運行予定日111日間において、事故はもちろん荒天等による運休は無く、1日7便(3.5往復)の運行を順調に継続している。

【目標・効果の達成状況】

○これまで公共交通サービスが提供されていなかった地域にコミュニティバスを運行し、地域住民の利便性や生活交通の確保を図るという、当初の目的については、平成23年度(111日運行)における交通不便地域(2012.4.1住民基本台帳人口391人)での利用が1日あたり約9人となっていることから、一定の成果があったと認められる。
地域の活性化という目標はもとより一朝一夕に達成されるものではないが、実証運行の開始に関わる住民・自治会・市・地元事業者等の協働を通じて地域が一体となって取り組む機運が従来にも増して高まっており、今後も利用促進を図りながら運行を継続することで、一定の結果が得られるものと考えている。

【事業の今後の改善点】

○地域の活性化につなげるという目的を達成するためには、持続的な運行が求められるところであるが、それには、収支状況を改善することも必要になる。(運行開始～平成24年3月までの期間では、運行に要する経常経費に占める市の負担割合は、約66%となっている)
○今後、収支状況の改善に向け、より一層の利用促進に取り組む。具体的には、行政や運行事業者だけでなく、沿線地域も交え、ダイヤ等運行情報の一層の周知を図ることや、沿線地域の利用の利便性とのバランスも勘案しながら、観光目的での利用も含めて利用促進策を検討し、実施していく方針である。

【協議会の開催状況(平成23年度)】

第1回 5月開催 (検討事項)

- ・コミュニティバス実証運行計画(案)について
- ・運行事業者の選定方法について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

第2回 7月開催 (検討事項)

- ・コミュニティバス実証運行計画(案)について
- ・実証運行の評価(案)について

第3回 3月開催 (検討事項)

- ・実証運行結果の中間報告
- ・アンケート調査の実施について
- ・地域公共交通確保維持対策事業事後評価(案)について